

新潟水俣病を巡る状況について

～ 新潟水俣病患者とは ～

この条例において「新潟水俣病患者」とは、新潟水俣病の原因であるメチル水銀が蓄積した阿賀野川の魚介類を摂取したことにより通常のレベルを超えるメチル水銀にばく露した者であって水俣病の症状を有する者をいう。

※ 新潟水俣病地域福祉推進条例第 2 条（定義）より

～ 主な経過 ～

（平成 22 年 1 月末現在）

公式確認

- 昭和 31 年 5 月 1 日 水俣病公式発見（水俣湾周辺で発生）
- 昭和 40 年 5 月 31 日 新潟水俣病公式確認（阿賀野川流域で発生）



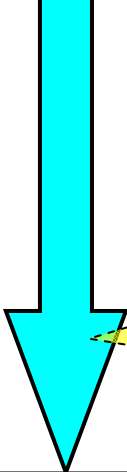
新潟第 1 次（損害賠償請求）訴訟

- 新潟第 1 次訴訟（日本初の公害裁判、公害の社会問題化の原点）
昭和 42 年提訴 被告：昭和電工 ⇒ 昭和 46 年判決（昭和電工敗訴）
- 熊本第 1 次訴訟
昭和 44 年提訴 被告：チッソ ⇒ 昭和 48 年判決（チッソ敗訴）



法による「水俣病」の認定

- 昭和 45 年 旧救済法施行
- 昭和 49 年 公健法施行
- ・ 52 年判断条件に基づき認定
認定患者：現在 696 人（3 県で約 3,000 人）
- ・ 原因企業が補償
昭和電工：一時金（1,000～1,500 万円）、医療費、年金等



新たな救済を求める者が急増

○認定申請が急増し、認定申請棄却数も増加

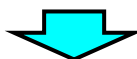
新潟第2次訴訟

昭和55年以降、訴訟が全国で多数（11件）提起された

○新潟第2次訴訟

昭和57年提訴 被告：昭和電工、国

（熊本の裁判の被告：チッソ、国、熊本県）



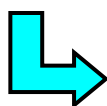
平成7年 政治解決

長期紛争の收拾を図るため、与党三党（自民、社民、さきがけ）が最終解決策を提示

- ① 原因企業は、一定の症候を有する者に一時金（260万円）を支払う
- ② 国・県は、①の者に医療費、療養手当を支給する
- ③ 救済を受ける者は、訴訟や認定申請等を取り下げることにより紛争を終結させる

⇒ 医療手帳 574人：一時金、医療費、療養手当
死亡者 225人：一時金
(旧)保健手帳 35人：医療費

⇒ **新潟第2次訴訟 和解**



事態は沈静化した・・・

しかし・・・

平成 16 年 関西訴訟最高裁判決

政治解決後、唯一継続された関西訴訟において、平成 16 年 10 月に判決

- ① 規制権限を適切に行使せず、水俣病の発生拡大の防止を怠った責任があるとして国と熊本県に賠償責任が認められた
- ② 公健法の認定基準とは別に、特有の感覚障害がある者に対して損害賠償を命じた

今後の水俣病対策について（平成 17 年 4 月・環境省）

- ① 国として全ての水俣病被害者に対し謝罪の意を表明
- ② 関係地方公共団体と協力し、医療対策の一層の充実、発生地域の再生・融和（もやい直し）の促進等
- ③ 保健手帳申請受付の再開（平成 17 年 10 月～現在）
（新）保健手帳：医療費

新たな救済を求める者が急増（認定申請等）

- 公健法認定申請者の急増
未処分件数 現在 55 人（3 県で約 7,500 人）
- （新）保健手帳交付者の急増
交付者数 現在 418 人（3 県で約 26,000 人）

新潟第 3 次、第 4 次訴訟〔現在係争中〕

最高裁判決以降、訴訟が多数提起された（5 件：新潟 2 件、熊本 3 件）

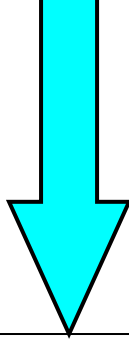
○新潟第 3 次訴訟（原告：現在 17 人）

平成 19 年 4 月提訴 被告：昭和電工、国、新潟県

○新潟第 4 次訴訟（原告：現在 43 人）

平成 21 年 6 月提訴 被告：昭和電工、国

※熊本県 ⇒ 不知火訴訟（原告約 2,000 人）、不知火患者会訴訟、被害者互助会訴訟



水俣病被害者救済特別措置法の施行（平成 21 年 7 月）

救済措置の平成 22 年度開始に向けて、関係機関等と協議・調整中

○趣旨・目的

- ・ 国と熊本県の責任
- ・ 水俣病被害者と定義
- ・ 地域紛争の終結と水俣病問題の最終解決を図る

○救済方針

- ・ あたう限りすべて救済

⇒ 早期に救済措置の方針を策定すべく、現在、認定申請団体、訴訟団体と協議中



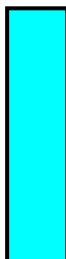
～ 新潟県の独自の取組 ～

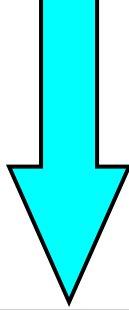
ふるさとの環境づくり宣言（平成 17 年 6 月）

新潟水俣病公式確認 40 年を契機に、すべての被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるように宣言

- 保健・福祉施策の充実
- 発生地域の再生・融和の促進
- 新潟水俣病の歴史と教訓の情報発信を強化

※ 平成 18 年度から「ふるさとの環境づくり宣言推進事業」を開始



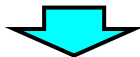


懇談会の開催（平成 19 年 2 月～20 年 3 月）

新潟水俣病問題について検証し、行政運営のあり方を検討してもらうため「新潟水俣病問題に係る懇談会」を開催

⇒ 最終提言書（平成 20 年 3 月）

- 「新潟水俣病患者」を定義
- 県政の恒久的な枠組みを作る（→ 条例化）
- 新潟水俣病患者を支援する独自施策の実施（→ 福祉手当）
- 施策について評価する組織の設置（→ 審議会）
- ふれあい館を新潟水俣病の歴史と教訓の情報発信拠点と位置づける



条例の施行（平成 21 年 4 月）

懇談会の提言を受けて、平成 20 年度に「新潟水俣病患者支援施策検討会」を設置し「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定

【目的】

新潟水俣病患者の福祉の増進と新潟水俣病によって人々の絆に深刻な影響を受けた地域社会の再生と融和を促進し、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す

【新潟水俣病患者の定義】

メチル水銀に汚染された阿賀野川の魚を多食したことにより、一定以上の症状が出た方を「新潟水俣病患者」とする

【県の責務】

市町村と連携を図り、施策を実施する

【県民の役割】

新潟水俣病について正しく理解し、得た教訓を将来に伝える

【県の基本的施策】

新潟水俣病福祉手当の支給などの保健・福祉施策、教育・啓発の推進、地域社会の再生融和の促進等に取り組む

【審議会】

県の施策を推進するため、「新潟水俣病施策推進審議会」を設置する